

一般競争入札の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、袋田浄水場ほか電気設備更新工事の請負について、一般競争入札を次のとおり行う。

令和 5 年 5 月 17 日

東根市長 土 田 正 剛

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 東根市役所 403 会議室（4 階）
- (2) 日 時 令和 5 年 6 月 12 日（月） 午後 1 時 30 分

2 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 袋田浄水場ほか電気設備更新工事
- (2) 工事の場所 東根市大字野田地内ほか
- (3) 工事の概要

①袋田浄水場	・前河原水源地取水濁度計	1 組	③神町駐屯地	・引込開閉器箱	1 面
	・袋田水源地取水濁度計	1 組		・動力盤	1 面
	・処理水残塩計	1 組		・計装盤	1 面
	・送水残塩計	1 組		・計装盤	1 面
	・送水濁度計	1 組	④東部中区配水池		
②神町配水池	・受入残塩計	1 組			
	・配水残塩計	1 組			
	・計装盤	1 面			

- (4) 工 期 令和 6 年 3 月 18 日まで

- (5) 予 定 価 格 事後公表

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 東根市財務規則（平成 17 年 4 月規則第 8 号）第 105 条第 2 項の規定による競争入札参加資格者名簿の電気通信工事に登載されている者であること。
 - (2) 電気通信工事において総合評定値 650 点以上であること。
 - (3) 東北 6 県内の本店又は支店（委任された営業所を含む）業者であること。ただし、支店の場合は、令和 5 年 5 月 17 日現在で事業所の形態や営業実績が 1 年以上あるものとする。
 - (4) 建設業法第 3 条第 6 項による特定建設業（業種：電気通信工事）の許可を受けた者であること。
 - (5) 平成 25 年度以降に東北管内において、水道事業関連施設における電気設備の新設、増築又は更新工事（全面的な更新とし、一部の補修工事は除く）を施工した実績があること。
 - (6) 次に掲げる要件を満たす主任技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人、主任技術者は兼務できる。
 - ① 1 級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - ② 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (6) 東根市競争入札参加資格者指名停止要綱(平成 21 年 3 月告示第 31 号)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (7) 東根市建設工事請負契約約款第 49 条第 1 項第 6 号の規定(以下「暴力団排除条項」という。)に該当しないこと。
 - (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）の規定による会社更生手続きの申立てをしたもの若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの申し立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始決定日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事等の入札参加資格の審査を受けたもの者であること。
 - (9) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
 - (10) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部課等
東根市中央一丁目 1 番 1 号 東根市役所総務部財政課 電話番号 0237 - 42 - 1111 内線 3136
- 5 入札参加資格の確認等
入札の参加を希望する者は、入札参加者の資格を確認できる書類を、次に掲げる日時及び場所に持参する者とする。
- (1) 受付期間 令和 5 年 5 月 17 日（水）から令和 5 年 5 月 24 日（水）まで（東根市の休日を定める

条例（平成2年6月条例第10号）に規定する市の休日を除く。）

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 受付場所 東根市役所総務部財政課内

6 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 東根市財務規則第114条の規定に基づく建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。）を付すこと。

7 その他

(1) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。

(2) 詳細については入札説明書による。